

平成 30 年 5 月 7 日
群馬行政監視行政相談センター

ご活躍いただいた行政相談委員に表彰状贈呈

～ 行政相談委員全体会議の開催等 ～

5月14日（月）の13時から前橋テルサにおいて県内の行政相談委員が一堂に会する行政相談委員全体会議を開催し、行政相談活動に尽力された 3名の委員に関東管区行政評価局長表彰 が、8名の委員に関東管区行政評価局地域総括評価官（群馬行政監視行政相談センター所長）感謝状 が贈られます。

また、行政相談委員全体会議に引き続いて開催される群馬行政相談委員協議会総会において、行政相談委員活動に関し顕著な功績のあった 委員1名に全国行政相談委員連合協議会会長表彰 が贈られます。



行政相談シンボルマーク

【本件連絡先】

総務省 群馬行政監視行政相談センター

行政監視行政相談課

担 当：井澤、西、水上

電 話：027-221-1648

F A X：027-221-1649

◎ 行政相談委員全体会議の開催

県内の行政相談委員が一堂に会する行政相談委員全体会議を開催します。

- ・ 日時：5月14日（月） 13:00～
- ・ 場所：前橋テルサ8階「けやきの間」（前橋市千代田町2-5-1）

同会議においては、行政相談委員への関東管区行政評価局長表彰状等の贈呈、平成29年度行政相談実績の報告、平成30年度一日合同行政相談所の開設予定の説明等を行います。

◎ 行政相談委員等の表彰

行政相談活動に尽力された **3名の行政相談委員に関東管区行政評価局長表彰**が、**8名の委員に 関東 管区行政評価局地域総括評価官（群馬行政監視行政相談センター所長）感謝状**が贈呈されます。

・ 平成30年度関東管区行政評価局長表彰受賞者（3名）

笠原 則男（かさはら のりお）委員	（伊勢崎市担当）	平成17年4月1日委嘱（委嘱期間：13年1か月）
木村 隆志（きむら たかし）委員	（高崎市担当）	平成19年8月1日委嘱（委嘱期間：10年9か月）
鈴木 改（すずき おさむ）委員	（安中市担当）	平成19年4月1日委嘱（委嘱期間：11年1か月）

・ 平成30年度関東管区行政評価局地域総括評価官（群馬行政監視行政相談センター所長）

感謝状受賞者（8名）

木島 定幸（きじま さだゆき）委員	（前橋市担当）	平成27年4月1日委嘱（委嘱期間：3年1か月）
岡田 久子（おかだ ひさこ）委員	（大泉町担当）	平成25年4月1日委嘱（委嘱期間：5年1か月）
今泉 登志子（いまいずみ としこ）委員	（みどり市担当）	平成25年4月1日委嘱（委嘱期間：5年1か月）
茂木 操（もぎ みさお）委員	（高崎市担当）	平成27年4月1日委嘱（委嘱期間：3年1か月）
清水 信男（しみず のぶお）委員	（富岡市担当）	平成27年4月1日委嘱（委嘱期間：3年1か月）
狩野 隆義（かのう たかよし）委員	（渋川市担当）	平成27年4月1日委嘱（委嘱期間：3年1か月）
吉野 猛（よしの たけし）委員	（川場村担当）	平成27年4月1日委嘱（委嘱期間：3年1か月）
神保 進（じんぼ すすむ）委員	（みなかみ町担当）	平成27年4月1日委嘱（委嘱期間：3年1か月）

- ・平成 30 年度全国行政相談委員連合協議会会長表彰受賞者（1名）

行政相談委員全体会議に引き続いて開催される群馬行政相談委員協議会総会において、行政相談委員活動に関し顕著な功績のあった **1名の委員に全国行政相談委員連合協議会会長表彰** が贈呈されます。

岡 英夫（おか ひでお）委員（前橋市担当）平成 17 年 4 月 1 日委嘱（委嘱期間：13 年 1 か月）

◎ 平成 29 年度行政相談受付実績

平成 29 年度の行政相談受付実績は、図 1 及び表 1 のとおり、センター受付 1,536 件、委員受付 1,123 件、合計 2,659 件 となっており、前年度より 353 件増加しています。増加の理由としては、一日合同行政相談所の受付件数が、開催回数の増加、広報の強化等により増加したことなどが挙げられます。

図 1 行政相談受付実績の推移



表1 行政相談受付実績の推移

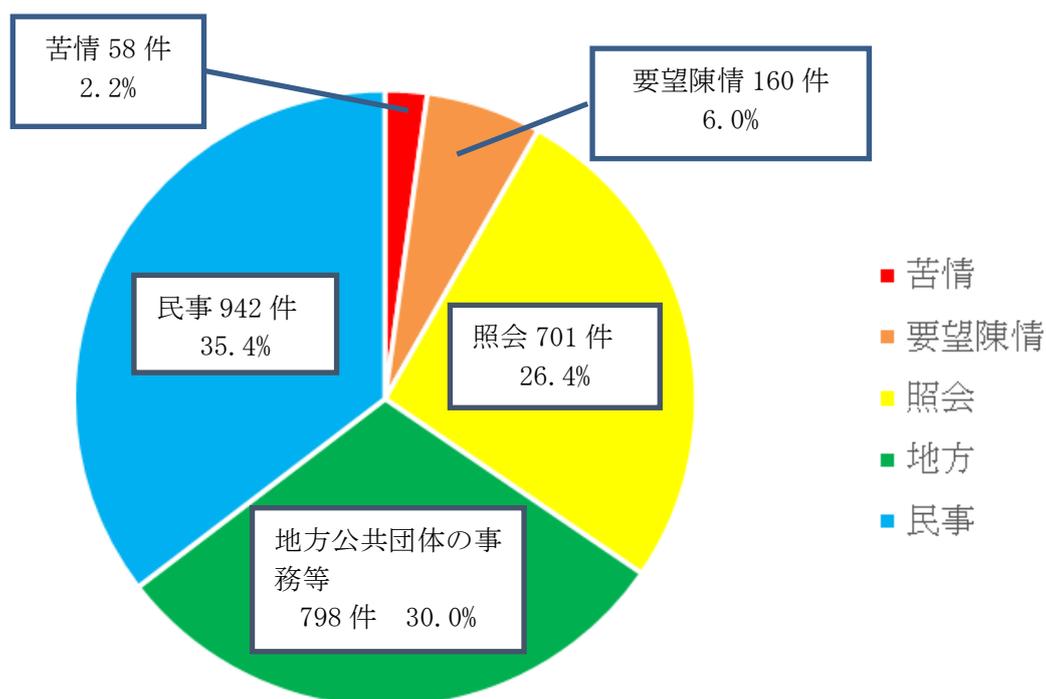
年 度	平成 25	26	27	28	29
センター	871 件	819 件	1,180 件	1,195 件	1,536 件
	<-1.7%>	<-6.0%>	<44.1%>	<1.3%>	<28.5%>
行政相談委員	1,618 件	1,314 件	1,117 件	1,111 件	1,123 件
	<35.5%>	<-18.8%>	<-15.0%>	<-0.5%>	<1.1%>
合 計	2,489 件	2,133 件	2,297 件	2,306 件	2,659 件
	<19.7%>	<-14.3%>	<7.7%>	<0.4%>	<15.3%>

(注) 〈 〉 は前年度からの伸び率を表す。

・ 行政相談事案の内容別内訳

平成 29 年度の行政相談事案 2,659 件について、内容別にみると図 2 のとおり、国の行政に関する苦情 58 件 (2.2%)、要望陳情 160 件(6.0%)、照会 701 件(26.4%)であり、地方公共団体等の事務等が 798 件(30.0%)、民事が 942 件(35.4%)となっています。

図 2 平成 29 年度の行政相談事案の内容別内訳



・ **主な行政相談事案**

○ 群馬行政監視行政相談センターが取り扱ったもの

相談の内容	対応結果
<p>3姉妹の三女であるが、脳梗塞、認知症を患っている要介護5の次女を介護している。長女にも介護について負担してほしいので、その居場所を把握するために町役場に長女の戸籍の附票の写しを請求したが、妹には交付を受ける権利がないとして、拒まれた。</p>	<p>行政相談センターは、町役場に対して、住民基本台帳法では、権利の行使、義務の履行のために戸籍の附票を確認する必要がある者は、その写しを請求できるとされていること等を説明した。</p> <p>その結果、町役場で再検討を行い、相談者に戸籍の附票の写しを交付することとなった。</p>
<p>妹と2人で賃貸住宅に同居し、生活保護を受けている。生活保護費は世帯主である妹の口座に振り込まれているが、妹は生活保護費を一切自分に渡さず、自分が僅かな収入から家賃を支払わねばならない。ケースワーカーに妹を指導するよう頼んだが、家庭内への介入は難しいとして対応してくれず、困っている。</p>	<p>行政相談センターは、相談者に対し、住宅扶助費（家賃相当額の生活保護費）については、制度上、生活扶助費とは別に、実施機関から直接大家に支払うことが可能であるため、市役所に現状を説明して、住宅扶助費の直接の支払を求めるよう助言しました。</p> <p>その結果、相談者は市役所に要望し、住宅扶助費が市から大家に直接支払われることになった。</p>

○ 行政相談委員が取り扱ったもの

相談の内容	対応結果
<p>町道の十字路で、脇から草が繁茂してガードレールを覆い、見通しが悪くなっている。過去に死亡事故もあった危険な場所なので、除草して、安全を確保してほしい。</p> 	<p>行政相談委員は、町役場に相談内容を連絡し、除草を依頼した。</p> <p>その結果、町役場が自治会に連絡し、除草が行われた。</p> 
<p>朝の時間帯は車両の通行が禁止されているスクールゾーンにおいて、その旨を示す看板が壊れており、車が進入してきて危険な状態であるので、看板を修理してほしい。</p> 	<p>行政相談委員は、市役所支所に相談内容を連絡し、看板の修理を依頼した。</p> <p>その結果、新しい看板が設置された。</p> 

◎ 平成 30 年度一日合同行政相談所の開催予定

国や県・市町村などの行政機関、弁護士、司法書士、税理士などが一堂に会して、国民の皆様から様々なご相談やお困りごとにワンストップで対応する「一日合同行政相談所」を以下のとおり開催します。

一日合同行政相談所名	開催月日・時間	開催場所	参加機関
藤岡一日合同行政相談所	5月23日(水) 13:00~16:00	藤岡市民ホール	法務局、年金事務所、弁護士等
富岡・甘楽一日合同行政相談所	5月30日(水) 13:00~16:00	富岡市生涯学習センター	法務局、弁護士、税理士、社労士等
前橋一日合同行政相談所	10月上旬(予定) 13:00~16:00	群馬県生涯学習センター(予定)	法務局、年金事務所、弁護士等(予定)
高崎一日合同行政相談所	10月11日(木) 13:00~16:00	高崎市役所	法務局、年金事務所、弁護士等(予定)
伊勢崎一日合同行政相談所	10月15日(月) 13:00~16:00	伊勢崎市文化会館	法務局、年金事務所、弁護士等(予定)
桐生・みどり一日合同行政相談所	10月17日(水) 13:00~16:00	笠懸公民館	法務局、年金事務所、弁護士等(予定)
渋川一日合同行政相談所	10月25日(木) 13:00~16:00	子持福祉会館	法務局、年金事務所、弁護士等(予定)
太田一日合同行政相談所	10月30日(火) 13:00~16:00	太田市役所	法務局、年金事務所、弁護士等(予定)

【行政相談委員とは？】

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間有識者で、住民の身近な相談相手として、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続に関する問い合わせ等の相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知等は無報酬で行っています。

(委員数：県内 90 名 (全国約 5,000 名)、各市町村に 1 名以上配置)

【総務省の行政相談制度】

総務省では、国民から国などの行政全般についての苦情や意見・要望を受け付け、公正・中立の立場から関係行政機関等に必要なあっせんを行い、その解決や実現を図るとともに、行政の制度及び運営の改善を図る「行政相談」を行っています。

群馬県内の行政相談の受付窓口は、以下のとおりです。

行政相談の受付窓口

区 分		電 話 番 号 等	
行政 監視 行政 相談 センター	受 付 時 間	平日 8 時 30 分 ～ 17 時 15 分	
	受 付 方 法	行政苦情 110 番 <small>おこまりならまるまるくじょー ひゃくとおぼん</small> 027-221-1100 0570-090110 (土日祝日及び夜間は留守番電話) ※0570-090110 は IP 電話からの利用不可	
		行政苦情 FAX	027-221-1649
		電子メール	総務省群馬行政監視行政相談センターのホームページ (http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/gunma.html)
行政相談委員		群馬県内の各市町村に 90 名配置 市町村役場、公民館等で定期的に定例相談所を開催 ※ 定例相談所の日程等についての問い合わせ先 群馬行政監視行政相談センター 027-221-1100	